

◎開議の宣告

○田中敏雄 議長 おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

◎一般質問

○田中敏雄 議長 日程第1、一般質問を行います。
通告により、質問は順番をもって許可いたします。

◇ 土 田 百合子 議員

○田中敏雄 議長 2番土田百合子議員に発言を許可いたします。
2番土田百合子議員。

【2番（土田百合子議員）登壇】

○2番（土田百合子議員） 皆さん、おはようございます。

2番公明党の土田百合子でございます。

今日は朝早くから議場に足を運んでくださりまして、大変にありがとうございます。

今月の6日に、五十嵐市長へ緊急保証制度の円滑なスタートにかかわる申し入れを、公明党の党員の皆様と提出しております。

公明党が、8月以降取り組みを進めてまいりました緊急経済政策の1つとして、中小企業のための緊急保証制度が、10月31日から実施されております。

現在、618業種を対象に実施しておりましたが、最近の景気の悪化や中小小規模企業の年末資金繰り対策を踏まえて、電子部品製造業、理美容業、ビルメンテナンス業など、80業種を追加指定することとなりました。対象業種は、全体で698業種となります。対象業種の中小企業、小規模事業者は、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で最大8,000万円から普通保証で最大2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができます。指定業種にかかわる市の認定事務についても、円滑な対応ができますよう配慮をお願いしたいと思います。

さらに、このような情報を、中小企業金融に関する意見交換などを積極的に実施し、制度の周知徹底をお願いいたします。

それでは、通告に従い一般質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1番の公文書管理体制についてであります。

合併前の平成16年9月定例議会におきまして、公文書の保存について質問いたしておりますが、今後の管理体制と、閲覧機能の整備をするアーカイブス構想の策定についてのお考えをお伺いいたします。

秋田県に公文書館が設立され、15年が経とうとしております。その間、県公文書館が市町村資料保存

連絡会議を設けるなど、県内各自治体にアーカイブスについて啓発を行っておりますが、公文書を中心とした地域の歴史資料をいかに管理していくかということに主眼が置かれ、現在の公文書の管理保存公開には至っていない状況にあります。

このほど、横手市で進めている市史編さん事業では、初の通史編となる横手市通史編原始・古代・中世が発刊されております。通史とは、人類の古代の時代である旧石器時代から縄文文化、弥生時代、古墳時代へと続く、横手盆地の歴史の始まりを探るところから始まっております。

平成21年近世、平成22年には近現代を発刊予定となっております。

このような、とうとい作業も、地域の歴史資料があつてこそ実現できるものと考えます。市史編さん室の皆様、関係各位の皆様のご苦勞に、心から感謝申し上げたいと思います。

現在、公文書は横手市管理システム運用管理基準を基本として、各地域局で管理されているようであります。

先日、担当者の方と3カ所見学させていただきました。

現場からみえる課題について、例えば旧横手市の場合、横手地域局の地下の公文書室、さらには消防署近くの駅西倉庫、そして旧東高校の3カ所に保存されております。皆様もご存じのとおり、旧東高校は木造づくりで校舎内も大変老朽化している状況にあります。

さらに、昭和26年の、昭和の合併当時の資料が、ダンボール箱に入っているものもございました。ダンボールの箱の中で、ひっそりと出番を待っているかのようにも思えました。

合併前に膨大な資料の整理に当たって、公文書がファイリングシステム化されていたのは、横手市と平鹿町だけであつたとお伺いいたしております。それ以外の町村においては、それぞれの各課ごとにファイリングはされているもののシステム化されていないということで、現在の地域局では、資料を探るのも大変な作業になっていることを伺っております。

さらに、適正な文書管理を実施するに当たっての、職員の公文書に対する意識改革が最も重要であると感じた次第であります。

合併から3年が経ちましたが、公文書の整理までは手が届かないといった状況のように感じた次第です。公文書は、次の世代への歴史的な記録遺産との認識が必要と考えます。

大仙市においては、市勢の記録と地域資料を管理保存し、公開する仕組みづくり大仙市アーカイブス構築に向けて、地域の方々のボランティアによって整理作業と、パソコンを使用した目録の作成が行われているようであります。

当市の公文書管理保存と、公開する仕組みづくりに対する当局のお考えをお伺いいたします。

次に、2番の横手市と社会福祉協議会とのパートナー協定についてであります。

社会福祉協議会、通称社協は、社会福祉法109条にその設置目的が示されており、だれもが安心して暮らせる人に優しい福祉のまちづくりを推進しております。

昭和52年2月に、社会福祉の増進を図ることを目的に法人の認可を受け、市民参加による福祉のまち

づくりを進めていくことが、社協の大きな役割であります。平成17年の市町村合併に伴い、横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村の社協が合併し、横手市社会福祉協議会が設立されております。

これまでの市町村社協を地区福祉センターと位置づけ、新社協として新たな出発をしております。職員数も500人を抱える事業所に拡大されております。

行政においても、合併をして1,800人を抱える大企業となり、これまで経験したことのない状況の中で市政運営がなされております。社協の地域福祉活動は、市からの介護保険事業、受諾事業も含め、福祉行政とは切り離せない状況下にあると思います。

市町村の合併による環境の変化による市との関係において、対等・協働の関係を明記し、地域福祉の推進をしていただきたいと思います。

特に、ふれあいいいきサロンは、社協の単独事業であります。地域に根差したすばらしい企画であると評価しております。市と社協の連携が強化されることにより、お金を余り使わないで展開できるような事業もあるのではと考えた次第でございます。

今後の横手市地域福祉計画の策定に当たり、市と社協の役割や責任をそれぞれ明確にし、パートナー協定を交わし、対等・協働の立場で、地域福祉計画の実現に向け取り組んでいただきたいと思います。当局のお考えをお伺いいたします。

3番、横手市水道事業計画についてであります。

1点目の、上内町浄水場の建設計画と、高度浄水方法の活性炭と微生物ろ過オゾンで消毒する浄水方法の考えについてお伺いをいたします。

この質問につきましては、先日答弁をいただいておりますが、このまま質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

本市においては、平成18年度に、横手市総合計画、ふるさとよこてスクラムプランを策定しており、その中で描いている横手市の将来像として、豊かな自然、豊かな心、夢あふれる田園都市を基本理念としております。その将来像の実現のため、3つのまちづくり基本目標を施策の基本的方向と位置づけ、6つのうちの1つである、人にやさしく住みよいまちづくりの実現に向け、よりよい生活環境を確立する政策の1つとして、水道事業を位置づけております。

合併後の水道事業につきましては、給水人口の減少や施設の老朽化、そして、より安全で良質の生活水を求める市民ニーズの多様化や、未普及地域への水道普及等々の課題が山積しております。

このような状況を踏まえ、横手市水道ビジョンと、そのために必要な事業や具体的な施策等を示す横手市水道事業計画の策定がされております。

このたびの質問の上内町浄水場については、旧横手市議会でも、老朽化が進み大変心配されていた課題でもあります。

昨年10月に、環境に優しいEM、有用微生物を使つての川の浄化運動を推進しております方の提案

で、平成17年度に建設されました大森浄水場と上内町浄水場を、公明党の党員の皆様と見学をさせていただいております。

事業計画では、建設年度調査が平成20年度から平成21年度、工事が来年度から平成23年度の計画になっております。

今後の建設計画についてお伺いをいたします。

さらに、建設予定地となる場所が決まっているようであれば、お知らせください。

水質基準については、水道法第4条の2項に定められており、水質検査を実施しておりますので心配はないわけでありますけれども、地域によっては塩素の基準値を超えたり、腐敗したようなカビのにおいがするなどの課題もあるようでございます。

上内町浄水場建設に当たり、アンケート調査し、高度浄水方法の活性炭と微生物ろ過とオゾンで消毒する浄水方法について検討されているのか、当局のお考えをお伺いいたします。

この質問の答弁では、低コストのセラミック膜を使って浄化する方法のようではありますが、事業費の総額はどのぐらいなのか、お伺いをいたします。

2点目の、配水管未普及地域の布設工事についてであります。

平成19年度厚生労働省により、水道区域より10キロメートル以内すべての簡易水道は、浄水場に統合しなければ補助制度を活用できなくなるとの指導がありまして、本市の場合、すべての簡易水道未普及地域が対象となり、これにより統合計画書を作成し、認可を取得する予定となっております。

このような状況の中、雄物川町南形と大巻の水道組合長より、早期水道布設の要望書が提出されております。

集落の簡易水道からマンガンが検出され、健康上の問題があることや、保健所より数回改善命令を受けていることや、以前より地下水が少なく水源も限られており、冬期間だけでなく冬、夏場も断水することが多く、生活水不足とマンガン検出で、飲料水に不便を来しているとのことであります。

水道事業計画では、配水管布設工事は認可年度は平成20年となっておりますが、施工年度は平成28年度から平成33年度以降となっております。日々の生活に不安を抱いている住民の早急な要望書に対する、市長のご見解をお伺いします。

これで一般質問を終わります。

ご静聴大変にありがとうございました。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 3点のお尋ねがございましたけれども、まず1点目でございますけれども、公文書管理体制のお尋ねがございました。これにつきましては、昨年秋でございますけれども、担当者レベルにおきまして、公文書館の検討会を行ったところでございます。

現段階におきましては、文書の整理保管場所、人員、時間、予算の確保がなかなか難しい状況にござ

いますが、文書整理の全体計画を立案するために、旧市町村の文書を中心に再確認をいたしまして、保存の状態を、できるだけ詳しく記録することが必要だというふうに認識いたしております。

なお、新市になってからの文書につきましては、文書管理システムによりまして文書を登録、分類し、保存年限を定めており、こういった文書が、どの場所に保管されているのかが庁舎ごとにわかる状況になっております。

また、保存期限の過ぎた保存文書については、廃棄する前に再度内容を確認し、必要と思われる文書は保存し直す等の作業を行っておりますが、その確認は各課の担当者であることから、改めて全職員に対しまして、文書の保存基準の周知を図ってまいりたいと、そのように思っている次第でございます。

2点目の、市と社会福祉協議会とのパートナー協定についてのお尋ねがございました。

福祉のまちづくりを進める上で、市と社会福祉協議会の役割や責任を、市民へ明確にということではありますが、その主たる役割や責任といたしましては、行政においては、福祉のまちづくりの総合的な展開と推進を図ることであり、一方で、社会福祉協議会は福祉のまちづくりで最も重要となる地域福祉活動について、行政と連携、協力して推進するということになろうかと思っております。

これらのことは、現在、市及び社会福祉協議会で、それぞれ策定準備を進めております地域福祉計画並びに地域福祉活動計画の中で、改めて明確に示されることとなります。それぞれの計画策定に当たりましては、本庁及び地域局の職員はもちろん、多くの市民の皆様の参画を得ることが必須とされております。その基本方針や内容は、今後十分に周知されなければならないものと考えております。

このため、特に地域福祉計画につきましては、計画の策定経過及び計画の推進過程における取り組みの状況を、市民の皆様へ随時ホームページなどで公表することといたしております。

これらの取り組みを、まずはしっかり進めることによりまして、市と社会福祉協議会が対等・協働の立場のもと、福祉のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

ご提言にございましたパートナー協定の締結につきましては、既の実施している自治体の状況を調査し、研究をしてまいりたいと、そのように思っている次第でございます。

3番目に、市の水道事業計画についてのお尋ねがございました。

その中の1点目、上内町浄水場の計画についてでございますが、当施設は平成21年度に実施計画をつくりまして、22年度から23年度を工事期間とし、平成24年4月供用開始で計画いたしております。

建設予定地につきましては、現在地が建設条件に制約を受ける関係上、他の建設予定地を建設費、維持管理費を含め検討しているところでございます。

浄水処理方法につきましては、条件により異なるわけでありまして、当上内町浄水場につきましては、横手川から採取した実験データにより、セラミック膜処理プラス活性炭で、十分市民の皆様にご満足いただける水道水を供給できるものと考えております。

オゾン処理方法についても検討いたしましたが、同処理方法は、特に夏場におけるトリハロメタンの発生を抑えることができず、例えば水質の悪い利根川水系、琵琶湖などを水源とする大都市より普及し

た処理方法であります。

当施設の処理方法につきましては、原水の水質などからしても、活性炭処理で十分対応が可能と考えているところでございます。

2つ目に、配水管未普及地域の布設工事についてのお尋ねがございました。ご指摘の雄物川町南形、大巻地区は現在給水区域に入っていない未給水区域であるため、ただいま作業を進めております水道事業変更認可を、厚生労働省から得なければ事業展開はできないものでございます。要望書をいただいたのち、昨年12月と今月の3日に当該地区の関係者を交えて意見交換を行って、上記の事情を理解いただいたところでございます。

また、個人水道、小規模水道における施設の老朽化、水質の変化等につきましては、随時関係機関より情報提供を受けており、現在は、市水道事業体としても十分認識をいたしているところでございます。

今後は、加入動向調査を行って、市全体の事業を勘案しながら緊急性や事業の妥当性、財政状況等を考慮しながら、できるだけ早期に事業展開できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 2番土田議員。

○2番（土田百合子議員） ご答弁、大変にありがとうございました。

1番の公文書の管理体制でありますけれども、しっかりと保存して、さらなる次の段階に入っていたきたいなというふうに思っております。

それで、市史編さん室の事業が終了する平成20年度以降に、アーカイブスに対する実施計画を検討されるのかどうかお伺いしたいと思います。

それと、次の横手市と社会福祉協議会とのパートナー協定についてでありますけれども、今後行政と社会福祉協議会においても計画書がつくられるわけなんですけれども、やはり、双方の進む方向が同じ方向に計画書ができるようお願いしたいなというふうに考えております。

そして、住民サービスの平等と合併前のサービスの低下につながらないように、これからもよりよい関係をお願いしたいというふうに考えております。

それで、同じ方向に進むためには、どのような努力を現在されているのか、その1点についてお伺いをしたいと思います。

あと3番の、雄物川町の南形、大巻地域の配水管の整備でありますけれども、非常に南形の場合はどこを掘ってもマンガンが出てきてしまうということで、除去するにしても大変な状況のようでもありますので、この地域をどうか、加入動向をみてという調査をしながら、これからどうするかという検討に入っていくと思っておりますけれども、緊急度の高い地域ということで、ぜひ一日も早い配水管整備にご尽力をいただきたいと、このように思います。

よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 まず、公文書管理体制でございますが、これにつきましては、ご承知のとおり横手市市史編さんと刊行を今進めてございます。佳境に入りまして、そろそろ刊行計画の終了が指折り数えられる段階になってまいりました。この間、市史編さんにかかわる多くの研究者の皆さんから、アーカイブス構想については、公文書化という言い方でございますが、さまざまな提言、指摘をいただいているところでございます。その必要性を私どもは理解しているところでございますので、どういう形で、どういう段階でできるかという検討は、これからしていかなければならないという認識を持ってございますので、いまして検討する時間を頂戴いたしたいと思っております。

それから、福祉協議会とのかかわりにつきましては担当のほうから答えさせますが、水道事業計画、マンガンが多く検出される飲料水対策につきましては、これは先ほど答弁で申し上げましたとおり、さまざまな条件はあるわけでありまして、早期にやりたいという考え方は持っておりますので、早期に取り組みたいというふうに思います。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 先ほどの質問の中で、社協と進む方向が同じように、またサービスが低下しないようにということで、どのような努力をされているのかということでありましたけれども、市のほうで、現在社協のほうにさまざまな地域福祉活動事業を委託してございます。先ほどのいきいきサロンもそうでありまして、そういうような事業を通して、行政と社協が連携して取り組んでおります。委託費用なんかも、およそ1億円を超える事業費でありますけれども、数にしますと、かなりの数の事業を行っているところであります。

それから、地域福祉計画と地域福祉活動計画、地域福祉活動計画が社協のほうで策定しておりますけれども、そのメンバーに私自身も入っておりますし、それから社協のほうの理事という立場にもありますので、そういった中で、いろいろ社協のほうとは連携をとっているのではないかなと思っております。

この後も地域局を含めまして、社協とさまざまな形で連絡をとりながら努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○田中敏雄 議長 2番。

○2番（土田百合子議員） 1番の、セラミックスと活性炭の浄化で、非常に水がおいしいというふうになるというふうにはお伺いしているわけなんですけれども、その事業費というのはどのぐらいかかるのか、そして、例えばセラミックスと活性炭で、例えば山内の水を浄化してそれを東京都では東京都の水を売っているわけなんですけれども、そういうような検討というのはされているのかどうかお伺いしたいと思います。

○田中敏雄 議長 上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 上内町の浄水場の事業費の関係でございますけれども、計画段階では、43億5,000万円ほどかかるというふうな計画になっております。

今、内容についていろいろ浄化方法等々について、いろいろ検討中でございますので、はっきりした事業費がまだ確定しておりません。

ただ、我々としては、今のところおおむね1割程度で、さらに内容を積みまして事業費を縮小させると、事業そのものの効果は同じというか、高度な処理をすることにして、経費を抑えて、それをほかの整備にも回せるようにしたいというふうに考えております。

まだ合併間もないということで、横手市の水道全体の中では、まだまだ合併前の課題を多く抱えております。そういう意味では、早急な整備が望まれるわけですが、経営状況等を勘案しながら順次進めてまいりたいということでございます。ペットボトルで売れる水までつくれるかと、実際はそういう水を目指しながら、全体的な経営を考えながらやっていきたいということでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

○田中敏雄 議長 2番。

○2番(土田百合子議員) ありがとうございます。

最後に、社協との関係の中で私が1つ今感じていることは、これから災害時の対応ということで、弱者対策でありますけれども、これをどのように進めていくのかということが非常に大きな問題になっていくと思います。

それで、思うにやはり民生委員さん、児童委員さん1人が抱えている人数というのは、150人から180人、リストを作成したとしても、果たして対応できるのかというのが絵にかいたもちになるのではないかというふうに、私は心配しております。

社協さんのほうでも、やっぱりそういう協力体制を福祉協力員という方々がいらっしゃいますので、そういう連携をとりながら、そういう作業を進めていくことによって、そういう対応ができるのかなというふうに考えております。

それで、合併前であったというふうにお伺いしましたが、福祉協力員の方々は、今現在社協さんの会長名で委嘱を受けているわけでありまして、過去においては、市長との連名でいただいていたということで、市民の方からそういうふうにして連名で出していただけないだろうかという励みの1つとして頑張りますので何とかそういうふうにならないでしょうかというふうな相談がございましたけれども、そういう点についてはどのようにお考えなのかをお伺いたします。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 民生委員につきましては、現在311人の方がいらっしゃるわけですが、確かに、おっしゃるとおりに大変担当する範囲が広くて、また大変な状況にあるとは認識しております。

そこで、福祉協力員の活躍というか、活動が大変重要視されてくるわけでありまして、これも今、議員が指摘されましたとおりに、かつては連名で委嘱したこともありましたが、現在社協会長名で委嘱されているという状況にあります。

これを、市長との連名で委嘱できないかということにつきましては、社協との話の中でそうしたほう

がいいのかどうか、この後社協のほうと話し合いをしてみたいと思っています。
よろしくをお願いします。

◇ 土 田 祐 輝 議員

○田中敏雄 議長 11番土田祐輝議員に発言を許可いたします。

11番土田祐輝議員。

【11番（土田祐輝議員）登壇】

○11番（土田祐輝議員） ご苦労さまです。

私の質問は大きく2点、それも具体的に答弁しやすいような内容になっておりますので、ぜひご配慮のほどお願いしたいと思います。

今年も残りわずかとなり、例年の慌ただしさに加え、実社会の師走の風はその冷たさを増すばかりであります。

当管内の有効求人倍率は、依然低水準にあります。この上向きかけた数字も、数カ月の異常な冷え込みによって一挙に下降局面に入ったようであります。こうした環境が著しく悪くなったとき、我が秋田県は真っ先に凍傷にかかってしまうような大変弱い立場にあるということを実感させられます。

このような緊急事態に対して、政府も年明けには早急に国会を召集して、第2次補正予算案と、平成21年度予算案を提出する予定ですし、秋田県も同調するように12月補正予算に再補正までして対策を講じようとしております。

当市においても、雇用対策を初め、実効性のある経済対策を早急に打ち出さしていただくようお願いするものであります。

それでは、通告に従いまして大きく2点質問いたします。

まず、小・中学校の統合についてであります。

平成17年10月、8市町村が合併し、新横手市が誕生しました。その時点で、学校数は小学校26校、中学校12校でしたが、ご多聞に漏れず児童・生徒の減少により、大幅な再編が求められようとしております。

この結果として、向こう10年間で小学校では9校減で17校、中学校では5校減の7校にする再編案が示されました。これに伴って、発生する財政需要がおおよそ157億円と、その額の大きさには驚かされました。

私は個人的な見解でありますけれども、こうした新たな校舎需要というのは、人口増が著しい都市部で起こり得るそういう話とばかり思っていました。私どもの横手市においても、過疎化が少子化がある限界を超えますと、こうした後ろ向きの新たな需要が発生することに、何だか釈然としない思いでもあります。とはいっても、子どもたちの教育環境の中で、一定の学校規模の確保が重要だと、こう言われますと、これもまた簡単にうなずいてしまいます。

こうした複雑な気持ちの中で、向こう10年間の統合スケジュールを見ると、まず平成21年、新大森小学校の開校を皮切りに、平成22年には新十文字中学校の開校と続いて、平成28年の境町、黒川、金沢小学校の3校統合まで、毎年延々と開校が続くことになります。

こうした一連の流れの中で、市長が今回所信でも触れておられたように、境町、黒川、金沢、この3校統合と、鳳、横手西、金沢、この3中学校の先行統合は行わないという方針が示されました。

まさに、賢明な判断だと思えます。私も地元で開かれました小学校の統合説明会に出席して、関係者の生の声を聞きながら、当局が提案している先行統合これを強行するならば、最終案であるこの3校統合さえ吹っ飛んでしまうような大変な危機感を覚えたものであります。

その場にいる住民、保護者から伝わってくるのは、どうせ統合することになるなら、こうした一時しのぎではなくて、吸収という形ではなくて、すべてが対等な中で新校舎に送り出してやりたいという、地元の温かい思いやりでもあったように思います。

こうした住民の声をしっかり受けとめ、柔軟に対応できる教育委員会の姿勢に賛辞を送りながら、今後の進め方について、4点について伺います。

初めに、建設地についてであります。

横手地区の小・中学校の統合案が、先行統合は別にして住民並びに保護者説明会でも、おおむねではあるが必要性が理解され、計画の推進を図っていききたいとの意向のようであります。

しかし、新たな問題となるといいますか、火種になりそうなのが建設する場所にあると思います。いま現在、小・中学校合わせて6校あるものを2校に再編し、同じ敷地内に建てようとするものでありますから、距離的にも少なからず無理が生じることも予想されます。

つまり、それぞれの思いからはみ出た場所では、総論賛成、各論反対にもなりかねません。統合スケジュールの優先順位としても、早急に場所を示すべきと考えますし、できれば、私はセットで提案すべきと思いますが、いかがでありますでしょうか。

2つ目の質問としまして、せっかく小・中学校を同一敷地内、隣接地に建てようとする。より一体的に、より効率的に考えるべきでもあるし、校舎などにとどまらず、学校の形態もより柔軟に対応できるものと思うものであります。状況からしても、可能性のある話でありますので、小中一貫校を導入するつもりなのかどうか、この見解を問うものであります。

3つ目の質問は、予定されていましたが先行統合を行わないとするならば、文科省の一律の基準に照らすと、一部の小学校では複式学級になってしまいます。それもその数は、毎年増えていくのは確実であります。このことについて、今後も市費の臨時講師で対応していただけるのかどうか、お願いを申し上げながら見解を問うものであります。

次に、4つ目として、残された校舎の取り扱いについてであります。

まず、一連の統合スケジュール一覧表を見ていて、開校の後に校舎の解体がセットになっていることに、非常に違和感を覚えるものであります。

ざっと拾ってみますと、17校にも上る数でありますし、これは単なる校舎のみならず、体育館、プール等々附帯施設すべてを一挙に解体すること、これは全くもって、もったいない非常に芸のない話ではないでしょうか。

ただ、考え方によっては、限られた予算、そして制度の中ではこの合併特例債を使えるうちに解体してしまいたい、こうした判断もわからないわけではありませんけれども、視点を変えればさまざまな可能性を秘めた、私は宝の山になる、また地域の財産にもなるそういう思いであります。

従って、これらの取り扱いについて、教育委員会の基本的な考え方を問う意味を込めまして、3点について伺うものであります。

まず、1つ目であります。廃校になる施設は、教育財産として補助金や起債などがあってほかの用途に転用できるのか、また転用する場合、制約とか条件などは付されておるのか、これが1点目であります。

次に、2つ目としまして、解体をまず前段申し上げた17校について、残すのかそれとも再利用するのか、これを出す私は基準なるものが必要であると。そしてそれを住民に明示して、それからでも遅くはない、そういう一連の手続を踏むべきと考えますが、これについての見解を問うものであります。

次に、最後ですけれども、この地域の学校がなくなるというこの寂しさと同時に、廃校の活用という新たな展開も予想されてくるはずでありまして、ここは当局において、あるいはまた教育委員会の中においても、片手間ではなくて、じっくり腰を据えて取り組む非常に重い案件であると思っておりますので、今統合が進んでおります大変多忙な教育委員会から、ひとつ話して市長部局で1つの組織をつくりながら真剣に取り組むべきと考えますが、いかかでありましょうか。

次に、2番目のインターチェンジの設置についてであります。

横手・大曲間約20キロメートル、この中間辺りにインターがあればいいのにといった、当時としては余り現実的ではない、夢のような話は大分前から、建設計画当時から聞こえてきたように思います。

ただ、残念ながらその後具体的に動くわけでもなく、何となく立ち消えになった、そういう経緯の中で、今時代が変わり制度が改正され、俄然現実味を帯びてきたように思います。

加えまして、道路を取り巻く環境、それからさまざまな状況を総合的に判断し、私は今がチャンスだとの信念から、今回一般質問として取り上げさせてもらった次第であります。

まずは、このE T C専用の簡易インターについての目的、それから設置要綱について述べさせていただきます。

まず最初に、背景について触れますけれども、これまで道路公団は日本中に高速道路のネットワーク構築、これを最優先に事業展開してきました。そして当時は、我々も含め、それが大変重要だと、必要だとされた時代でもありましたが、しかし今現在はどうでありましょうか。私たちの周りを見回しても、道路が縦横に整備され、この道路建設を含む箱物、そして道路などは、無駄な公共事業の代名詞のようになってしまいました。

こうした時代背景があり、この道路公団も民営化され、今、より使い勝手がいい、使ってもらえるような方向に移りつつあります。

このことは、とりもなおさず、料金体系やインターの距離をより効率的、再編しようとする動きにつながります。

参考までに、関係ある数字を拾ってみますと、日本の高速道路における平均なインターの間隔は、約10キロメートル、これは欧米諸国の間隔、4キロないし5キロに比べ、約2倍と長くなっていること、また高速道路が通過する市町村のうち、約3割の市町村においては、インターが設置されておらず、通過するのみとなっていることなどが挙げられます。

こうした反省点に立って、既存の道路をより効率的、効果的に利用できるように、今追加インターチェンジの整備を、地方公共団体の発意と熱意でこの制度を導入することができる制度が、着々と動きつつあります。

ここで大切なのが、このスマートインター、簡易インターの事業主体は地方公共団体にあるという点であります。それも、高速道路に接続する管理者が、そのアクセスを整備するという点であります。つまり、県道から高速道路に乗り入るとすればそれは県で、市道から入るとすれば市で、こういうシステムであります。

以上が、事業主体についての条件であります。

それから、そのほかに採択要件と申しますか、このスマートインターの条件が付されております。それを申し上げますと、これまでこうしたインターは全国で49カ所社会実験の成果を踏まえ、基本的に乗り入れようとするのはサービスエリア、パーキングエリア、それからバスストップの3カ所と定義されております。

以上のような制度、実施要綱を当市に当てはめてみますと、まず横手インターから湯田インター約20キロ、それから横手インターから大曲インター、これは20.9キロとなり、全国平均の間隔10キロメートルに比べ、倍の間隔があること、また県南地域の広域交流物流などの視点から、高速道路の利用促進は必要不可欠だが、この隣接インターまでの距離がネックになっていること、加えましてバスストップは山内それから平鹿、旭、パーキングエリアは山内、大森など枚挙にいとまがないくらい充実していることが挙げられます。

以上のように、検証した結果からは、簡易インターの可能性については決してとっぴな話ではなく、非常に現実味のある話ですし、私は前向きに検討すべき重要課題であると思うものであります。

このことについて、秋田県ではこれまで申し述べてきましたように、この制度を先取りするような形で今年の当初予算に300万円を計上し、県内の中から複数の候補地を選定しようとしております。

今年3月7日付の地元紙に、このようなコメントが載っておりました。

これは、県で出したコメントでありますけれども、県内の高速道路にはサービスエリア、パーキングエリア、バスストップが17カ所あり、高速道と一般道の接続が可能と考える。簡易インターの例として

は、日本海沿岸東北自動車道の松ヶ崎・亀田インターがあり、約2億円で仕上がったと把握しているとの報道であります。

従って、平成20年度の調査事業でありますので現時点では調査も終わっているはずですし、個人的にもその結果が大変気になるところであります。

そこで質問でありますけれども、今回の調査結果についての情報が県から入っていないのかどうか。また、これまで県や高速道路株式会社と交通量、その必要性などについての協議や情報交換を持ったことはないのか、以上の点についてお知らせをいただきたいと思えます。

以上、壇上からの一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私のほうからは、西地区に高速道路のインターチェンジをとというふうな点について、ご答弁を申し上げたいと思えます。

これにつきましては、議員からる説明いただきました内容のとおりでございます、私どもも関心を持って見守っておったところでございますが、現時点において県との協議はいたしておりません。

この調査そのものが、議員ご指摘のとおり、インターチェンジ間の距離が長過ぎると高速道路の利用促進の妨げになるというふうなことでの、高速道路簡易インター設置可能性調査事業ということでございまして、高速道路のアクセスコントロールの緩和を目指すために、簡易インターの方向性を検討するものというふうに向っているところでございます。

現時点におきましては、市において秋田県市長会を通じまして、県のほうにスマートインターチェンジの設置について、これは県だけではございせんが、国も含めてであります、要望活動を行っているところでございます。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 横手地区の小・中学校の統合計画につきまして、4点のお尋ねがございました。

統合計画については、統合基本構想策定委員会を組織して、そこでよりよい学校の姿を模索しながら決定していくわけでございますが、最初のどこの場所に建築するのかということにつきましては、今説明会から吸い上げた意見というかさざまな内容を検討して、その策定委員会にかけるわけですけれども、次回の策定委員会が、その案件についての協議という予定になっております。

そこで検討された内容をもって、再度住民説明会を開催して、住民各位のご理解を得ていくという段階ですので、よろしく願いいたします。

2点目の、小中一貫校というのを検討できないかということでありましたが、議員のお話のとおり、同敷地ということは今考えているところで、それは駐車場等の施設だとか、設備等のハード面での共用が可能となって、用地取得費だとか施設建設費の抑制、さらには、この間からもいろいろ問題になって

おりますその後の学校運営費、ランニングコスト等効率的に運用できると、そしてよりよい教育環境をつくれるということで、そのことを検討しているわけですが、小中一貫校につきましては、検討の結果やはりこれは無理だという結論であります。

その理由としましては、さまざまあるわけですが、一番わかりやすいのが、教育内容を考えていただければわかると思いますが、中学校段階で2つの小学校から入っていくことになります。一方が同一敷地につくったところを小中一貫校にしていますと、そちらでは、1つの学校ですから小学校段階、中学校段階、全部で9年間の教育課程を9年間検討して効率よく配分するということになります。

一方、もう一つの小学校は、6年間で完結する教育課程を組んでおりますので、それが中学校段階で一緒になったときに、教育内容にも齟齬が生じるという大変大きな問題がありまして、これは小中一貫校を一方でつくっておくというのは無理だなという結論であります。

それから、3点目の複式学級の問題、大変大きな問題でありまして、現在も一部小学校が複式状態になっております。そのことは県教育委員会と協議を重ねて、現在は県の教育委員会から加配教員、基準よりも多くいただいて解消しているわけですが、この後も県教育委員会と協議をして、複式学級は県教委、市教委と協力をして複式学級を解消したいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

4つ目の、その跡地利用、廃校舎利用等につきましては、先日の齋藤議員のご質問にもお答えいたしました。議員のおっしゃるとおり教育委員会のみで考えて解決できる問題ではないものが多いと思いますので、この間もお話し申し上げたことを再度ここで申し述べると、市の市長部局、教育委員会関係部署からなる学校統合跡地利活用検討会議において検討していくという運びになっております。

また、耐震性の問題なんかは緊急の問題ですので、どこを使ってどこは使わないとかというのは、まだこれからの段階です。そのことは、やはりケース・バイ・ケースということになるかと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○田中敏雄 議長 11番土田議員。

○11番（土田祐輝議員） まだ、時間が大分残されておりますので、基本的には余り再質問はしないタイプであります。少しさせていただきたいと思っております。

1番目の、新築統合校舎の場所です。

この後、先ほど壇上から話したように、統合スケジュールが毎年毎年1校ずつ開校する、大変過密なスケジュール内容になっておる中で、これから、この小学校、中学校の新築校舎を考えますと、校舎のみならず、グラウンドそれから野球場等々を考えますと広大な敷地になるということが、私は簡単に予想されると思うのですよ。それを地権者の同意なくしてこれを進めることができないので、この用地買収というのは、また非常に困難が予想される、当然ある話だと。従って、今からおおよその場所を選定し、今からその地権者なり周辺住民に、こういう場所でこういう形で使いたい、そういう打診をすべきだと、これが第1にあるべきだと私は常にそう思っていますので、これをまず早急にやってもらいたい、すべきだとそういう思いであります。ぜひ、エリアだけでもいい、大体言わなくても私も想像つきます

けれども、そこを明言していただきたいということでもあります。

今の西部地区の3中学校の統合が薄井あたりに、周辺、エリアは絞られてきましたけれども、そういう大ざっぱな網をかけていただきたいということでもあります。これ一つ、ぜひお願いしたい。

それから、私が一番心配というか大きな問題は、この4つ目の跡地校舎利用であります。

おとといですか、齋藤議員のほうからそういう話がありまして、この耳新しいというか、何か聞き覚えのない跡地利活用検討会議なるものが、教育長のほうから、その中で検討すると、もんでいきたいというような話がありましたが、これはどういう氏素性のものか、さっぱり見えてきません。

まず、そのメンバー、人数、そしてどれだけの権限を持っているのか、これがなければ我々もなかなかすべて検討会議なるもので、丸投げされても、どういうふうに判断したらいいか地元の要望、要求というのは、どこにぶつけたらいいのか、そのあたりが全然見えてきませんので、ぜひ、この廃校する、解体する、利活用する、この一連の手續、流れを市民、我々にも明確に示していただきたい。

まず、この2点であります。

○田中敏雄 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 その跡地について、ここでここだというふうに申し上げる段階には、先ほどの答弁のとおり、私どものほうが策定委員会というのをメンバーに集まってもらって、検討してもらおうという話になっておりますので、ここだということは申し上げる段階にはございません。

それで、建設地、利用地、その利活用検討委員会については、総務部と協議をしておりますので、総務部のほうからお答えしていただきたいというふうに思います。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 学校統合跡地利活用検討会議ですが、これは庁内で検討する会議です。

これが、一番最初には、保呂羽小学校についてやったわけですがけれども、地元のほうに入って地区会議とか、それから地域協議会とかに入って、いろいろ意見を伺いながら作業を進めております。あくまでも庁内会議ですので、ここに例えば丸投げとか、どこかに市がやらないのでやるとかということではなくて、庁内の検討会議ということですので、よろしく申し上げます。

それから、先ほどありましたが、教育財産の転用の件は、過去にさかえ館が小学校の建物でありましたけれども、社会教育と福祉の両方あわせた形で転用することができました。その補助金を返還するかしないかとか、そういうのは個別具体的に話をしまして、その結果でいろいろなことが起きてくる場合がありますし、そのまますんなりいくという場合もありますので、ほかのものに使えないということは、今国のほうも縦割りでない利活用を話しておりますので、そういうことはないと思います。

それから、残す基準ということではありますが、基本的に地域の方々の思いとかそういうものは十分理解はできますけれども、市全体を考えれば、人口が今減っていく中で、公共施設だけどんどん残していくということをしていいのかということがありますので、基本は解体であります。

ただし、その地域に、例えば保呂羽小学校みたいな場合に前田公民館が古くて、その代わりになるも

のとして活用できるのではないかという今検討をしておりますので、例えば代わりに利用する。古いものはつぶすとかそういうことはやっていかなければならないと思います。それからもう一つは、絶対これが必要だというものがあれば、それは残していくということはしなければなりません。

ただし、誤解しないでいただきたいのですけれども、もったいないから何かに利用したいというのを第一にして検討するという事は、すべきかどうかというのは、非常に疑問であります。ですから、必要なものは残していく、それから今あるものが古くなって、代わりにそちらのほうがいいというものは、それは転用していくという使い方をしていくべきではないかなというふうに思っています。

以上です。

○田中敏雄 議長 11番。

○11番（土田祐輝議員） 教育委員会から総務部に配置がえがなったようで、非常に話がしやすく透明性が出てきたなど、ありがたく思っておりますが、基本的に、私は今言ったもったいないというのは、気持ちの中にあります。

今、二、三年使う学校においても、耐震工事がされているわけですので、まだまだ使える校舎も、それから附帯施設もいっぱいある。その中で廃校する管理費を含めてさまざまこれから出てくるわけですが、当然その地域の要望、それから、住民のこういう形に使いたいというは必ずあると思うのですよ。それが地域会議、市民会議で、さまざまな形で提案され、もんでいただいて、最終的にはその地域の全体としての要望だとした場合に、当然市のほうでも検討会議の中でも非常に大きな事例ですので、最大限優先しながら活用方を考えていく、多分そうなると思うのですよ。その場合に、個人的に思うのは、校舎全部は要らないけれども、2つ3つあれば老人クラブ等々の活用で使いたいとか、校舎は要らないけれども体育館は欲しいとか、あるいはプールが欲しいとか、さまざまな要望がこれから廃校予定されている17校から出てくると思うのですよ。

ただ、これを維持するにも大変な維持費用がかかる中で、さまざまな条件を勘案しながら、ぜひ地元の要望にこたえていただきたい。

まず、これを第1点に申し上げておきます。

それから、もう一つ思うのは、演壇からも申し上げましたけれども、ただ壊して更地にする、これ更地にしても維持管理は草刈り等々かかってくるわけですよ。だから、総合的にただ解体するのではなくて、市報あるいはインターネットで、横手市のこういう校舎が今空きますからどうですかと、公募してもいいのではないのかなと思っています。

1つは、例えばコールセンター、それから縫製工場等々の工場用地、工場の建物、これも1つ可能性として考えられますし、もしかしたら、体育館だって農業用施設一時貯蔵所ですか、さまざまな方策が考えられると思うのですよ。今、選果場が古くなって困っている、そういうJAからの要望もありましたけれども、これだって転用すれば転用できる話であります。さまざまな方策、手だてが知恵を出せば私は考えられると思うのですよ。ただ解体する、更地にするのではなくて、もう少し真剣に重要な案件

として取り組んでいただきたいと、これについてのご答弁をいただきたいと。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 基本形は解体というふうに申し上げました。

市で持つか持たないかでいけば、基本形は解体になります。ただし平鹿病院ではありませんが、市が持ち続けられない方法で、市がこの後維持管理をずっとしなければならぬというふうな方法でない利用の仕方というのは、議員がおっしゃるとおりあると思います。ですからそれは、検討の中で十分話し合いをしていきたいというふうに思います。

ただ、私が申し上げたのは、公共施設として市がずっと持ち続けるという観点でいきますと、原則解体というふうに考えております。

それから、もう一つは部分的に必要だというものにつきましては、それは十分検討しなければならない。必要だということがはっきりわかれば、それは検討しなければならないと思いますが、例えば仮にいま体育館1つ公民館についている所で、あの体育館もう一つ欲しいなとかということであれば、それは何とかして、どちらか1つにさせていただきたいということで、お話し合いをしなければならないと思いますし、場合によっては都会のほうから、夏の学校とかそういう形で利用していただく方法なんかも、今検討はしておりますので、あらゆるものはいろいろ考えていきたいと思います。

ただ、ずっと持ち続けるということ、それだけは何とか勘弁していただきたいなということですので、よろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 11番。

○11番(土田祐輝議員) ぜひ、それをここで検討いただきたいと思います。

私が思っただけでも、その広大な敷地を民間業者に分譲して宅地用にしてもらってもいいと思いますので、そこら辺まで柔軟に取り組んでいただきたいと思います。

それから、次の2つ目であります。何か再質問するのが心苦しい内容ではありますが、ぜひ建設部長、インターの高速道路の近くにお住まいなようでありまして、もしかしますと、私よりは思い入れが強いのかなと思いますので、これから質問することについてのご意見なりご感想をいただければと思います。

まず、今回提案した中で非常に追い風になっていると思ったのは、今、麻生内閣でいずれ出そうとされている高速道路の上限1,000円で乗り放題、これ一つありますし、ある政党においては、高速道路を無料にするという話も出ております。

こうした中で、今までは、例えば北上に行くならば横手に乗ったほうがいいのか、秋田に行くときは大曲から乗ったほうがいいのか、こういうのが自然として今まで使ってきましたけれども、こういう追い風を受けて、やっぱりすぐ目の前にある高速道路に乗りたいというのは人情ですし、ぜひこういう方策もないものか、そういう検討をした中での今回の提案であります。

それから、追い風となっている2つ目は、横手・大曲間、アクセス道路としては、多分県道しかないと思うのですよ。それで、私が頭の中で想像するに2つあります。

県道大森線、ちょうど高速道路と交差しておる塚掘地内、今橋の架け替え工事をやっておりますし、その上にはバス停があります。それに簡単につながるような状況ですし、盛り工事中です。ちょっとその横に道路をつくってもらえば簡単に上がれるような状況ですので、これは一つ大きな追い風になっているのかなと思っています。

それから、もう一つの候補地として2点目であります。

これは県道、後三年耳取線黒川地区の佐加里地内で今盛んに道路拡幅がやられております。家屋移転が終わりまして、平成23年度までにこの道路が拡幅される予定であります。この上がすぐ高速道路ですので、これも簡単にできる話であります。

こういう、さまざまな状況を勘案しても、非常にいいタイミングであると個人的には思っていますので、ぜひ私はこれを前向きに市の重大施策として、県の事業ですけれども、幾らか市でも応援しながら取り組んでいただきたいと思っています。

ところで、部長何とかその辺のご意見なり、ご感想をいただければと思っています。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 ご配慮ありがとうございます。

私の近くにできれば庭にできるようなものですので、十文字に今通っておりますが、家のすぐ前のインターから乗って十文字インターにおりるといのもいいかなと、今思っています。

そういうことで、我々横手・大曲間20キロの間に居住する者としては、ぜひやはり中間ぐらいに、今2カ所ほどお話しされましたが、いずれにしても必要だなと思っています。

それで、先ほど壇上からの質問で東日本高速道路株式会社等々との情報交換がないのかあるのかというお話がありました。実は、秋田自動車道の4車線化を促進する期成同盟会というものがございまして、その会には、毎年NEXCOというふうな会社、略称はなっていますが、NEXCOの秋田支社長さんが毎回おいでいただいております。

その際に、もちろん本題は4車線化ですので、その会が終了してから我々は30分、支社長さんと懇談を毎年やっております。その中で、今年度につきましては、このスマートインターの件もお話をいたしました。秋田支社長さんも当然のことながら認識は持っております、やるとすれば、今土田議員がおっしゃられたような場所しかないかと、やるとすればここだなというようなことで認識は持っております。

そういうことで、県あるいは市、自治区の皆さんと一体となって設置について、これからいろいろな運動、展開をしていきたいかと、ぜひお力添えをいただきたいと思っております。

○田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時といたします。

午前11時15分 休憩

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 近 江 湖 静 議 員

○田中敏雄 議長 14番近江湖静議員に発言を許可いたします。

14番近江湖静議員。

【14番（近江湖静議員）登壇】

○14番（近江湖静議員） 一般質問3日目、11番目に入りました。

今日の昼下がりであります。一番お疲れの出る睡魔が襲うときであります。会派朝日から2人目であります。もう一人おりますので、しばらくの間我慢しておつき合いをお願いしたいと思います。

今議会からライブ中継がスタートしたようであります。私たち年長組にとっては、何か気が引き締まる思いであります。奮い起こして緊張感を高めながら、頑張っていきたいと思っております。

「光陰矢のごとし」と言いますか、年月の経つのは早いものです。つい先だって、郡市一体の大合併を成就し、10万人都市での新議席をいただいたとの思いであります。

早くも4年目に入りました。10カ月後の来年10月、二期目は、議員定数が減員になる情勢であります。厳しい激しい戦いで、大変今までない厳しい審判が予定をされております。

冒頭、市長にお聞きをします。

大合併後4年目に入りました。曲がりなりに、市民の不便と不慣れも少しは落ちついたのではないかと思います。この時期に全地区全住民の現状と課題に対する検証をする必要があるのではないかと。4年前をちょっと思い起こささせていただければ、平成の大合併は、アメとムチ、プラス県知事の強引な旗振りで押しつけであったと私は思っております。

主な原因は、財政の危機問題であったわけでありまして。はっきりしているのは、合併で首長ほか四役、32人が4人になりました。私たち議員は140分の34の大幅な減少になったわけでありまして。金額にして、年間約10億円近い削減であります。

今、多くの市民からは、合併で従前のサービスや行政との関係が大きく後退している。住民同士の人間関係が希薄になり、元気がなくなってきたとの声が私には聞こえてきております。

昨日も大森地区や大雄地区の質問者の皆さんから、切実深刻な地域情勢が提言をされておりました。ジャーナリストや学者の講演でも、今元気な自治体は、合併しなかった小規模自治体であるとの話でありました。再選を目指して、着々と準備を進めていると伝えられる市長は、この現状についてどのようにとらえ、どうリーダーシップを出していこうとしているのかを、まず所感をお聞きしたいと思います。

通告している私の質問は、いつものとおりであります。生活者重視、高年福祉第一のベースであります。素朴なものでありますけれども、私は政治の原点は市民生活そのものにある。そういうふうな思いからでございます。できるだけ簡潔といつも叱咤激励をされておりますので、そのように簡潔にさせて

いただきます。初めは、得意分野の福祉行政であります。

3月議会に、最終日であります。少子高齢化特別委員会は、委員長報告を行いました。委員会は、横手市の現状と課題を担当所管からいろいろな数値を出していただきながら、詳細に説明をさせていただきました。そして、あるべき方向を打ち出し、すべての広範なる多岐にわたり、濃密な調査研究を検討してきたと思っております。

その過程で、先進類似他市、あるいは先進の民間企業へも足を運んできたのであります。その結果、いわば私たち議員10名の総意として、提言を報告したつもりでございます。この提言に対し市長は真摯にしっかり受けとめて、事業計画を立てて予算に反映してほしいと強く要望もしております。市当局としても、十分なる検討研究をしたと思えます。

今、新年度予算編成に着手をしている時期であります。市長説明の平成21年度予算編成方針では、子育て支援強化等元気な高齢社会づくりの推進がしっかりと打ち出されております。大変よかったと思っております。

そこで、この提言の受けとめ方と、今話をした5項目についての今後の実施計画をお尋ねします。

背景説明については、既に3月議会で申し上げておりますので簡潔に申し上げますが、1つは少子高齢化対策室の設置であります。

これは福祉分野だけではなくて、教育委員会を含めて各部で連携調整対応しなければ、効果が上がらない、そういうような見解でありました。

2つ目、中小企業への子育て助成と相談活動の支援でありました。市内の中小企業を取り巻く諸環境は今大きく後退をしており、最悪の時期に入っているということは十分承知をしております。企業を守りながら継続をするための条件でもあります。

その1つは、出産、育児、介護休暇制度の制定と労働条件の改善に対する市政はどうなっているか。2つ目は、商工会議所、JA青年部、NPO組織などの各団体との連携で、結婚対策協議会、ちょっと古い内容かもしれませんが、本当は重要な問題でありますけれども、その設置の支援のアクションを起こしてはどうか。

3項目は、医療、福祉、保健、そして健康増進の拠点として、南部シルバーエリアを横手市総合福祉センターとして位置づけ、全市民の利活用を推進することはどうお考えになっておりますか。

今、進行中の新規健康施設と申しますか、雄物川のえがおの丘との関連も出てきております。現状とどういう方向に進んでいるか。

4項目めは、健康の駅事業、主に私は小規模駅の全地区への拡大促進状況についてであります。

今、横手地区の町内会館を拠点としている既存の拠点については、マンパワーの不足で、大変後退をしていると。今までマンパワーがきていただいた保健師が、今は2回に1回はテープと、住民参加者が交代でリーダーとなって、健康保健師にかかわって健康体操の指導をしていると、なかなかうまくいっていない、こういうような現状も近時間こえてきますので、問題はマンパワーの確保であります。課題で

あります。どういう方向になっているか。

5項目めは、高齢者の健康維持のいきいき活動の参加継続に対するネックは、足の確保であります。老人クラブやスポーツ愛好者会の団体の要望アンケートにも、50%が車の確保を求めている結果でありました。旧8市町村での高齢者団体で毎年実施している福祉大会や文化芸術大会、グラウンドゴルフなどのスポーツ大会、そして、大規模駅、小規模駅の健康の駅の送迎についても、この公用バスの準定期運行といたしますか、定期運行についてを行いながら、高齢者いきいき活動を前進させるべきだと考えますが、各地区においての高齢者諸団体の公用バスの利用状況と、今後の対応についてお聞きをしておきます。

次に、大きい2番目の市税、諸料金回収など、市民の納税意識高揚対策と、地域コミュニティー再構築のための納税貯蓄組合の維持についてであります。

本県と各市町村の未収金169億円、一般会計です。秋田県は未収金44億円、一般会計収納率93.3%、大館市は6億9,000万円、収納率92.9%、隣の大仙市は未収金10億2,000万円、収納率92.1%、我が横手市は未収金10億1,000万円、収納率90.8%、県内の大都市では、当市が収納率は悪い結果が出ております。これは先般決算認定議会に提出された、県と各地の平成19年度の未収金と収納率の実績であります。

県や各市町村等の未収金の徴収については、行政の最重要課題として取り扱っておりますし、マスコミでも大きく取り上げている現状であります。

その中で、未収金徴収の荒い手法としては、市税滞納者で一定額以上の住宅家賃や給食費を納めていない市民に対して、納税課が一元徴収をする制度をしているのは大仙市だそうです。職員総出動で訪問作戦、昨年で成果を上げたのは、昨年度で6割を回収したというのは奥州市、自動車の差し押さえ、タイヤロック実施は増穂町だそうです。

それから、山形では国税OBを任期制職員で雇用するなどなど、各市町村においても、あらゆる制度をつくり、なりふりかまわず強制執行の手法で滞納徴収を実施することが公表されております。四、五日前の新聞に、横手市税の税務課で初めて実施の見出しでありました。差し押さえ品を公売へ、市で差し押さえた動産を公売すると。アルミのなべ、事業用の刺し身皿など100点、写真入りで報道をされておりました。

翌月、当局もようやく気を上げ走り出したか、正直でまじめな納税組合員の間での関心と呼んでおりました。大変結構なことでもあります。

私は、昨年の決算委員会の総括でも、監査でも申し上げておりますが、納税課の職員は一丸となって昼夜問わず走り回っていること、それから、全庁的に本庁、地域局問わず管理職一体で、収納率向上対策委員会を立ち上げながら60人態勢で訪問徴収を行い、一定の成果を上げていること、また、近ごろ口座振替促進をやっているようでありまして、今までも聞いたことのないティッシュペーパーやエコバッグのお土産を配り啓発していること、その気持ちと意欲は市民等しく伝わっておりまして、評価をしているところであります。

しかし、景気悪化と生活苦で、そして広範多数のエリアの中で、担当課や管理職会だけでは、物理的に限度があると思います。そのためか、結果の数値として未収金や不納欠損額も対前年より大幅に増えております。

私の言いたいことは、キーポイントは、24年の歴史と伝統と実績を持って頑張っている納税組合の存在に対する、市当局の位置づけと対応であります。

この組織は、昨年まで実に300以上の組織数で、1万1,000世帯全体の32%の加入率で、旧郡部が多く、まさに地域内コミュニティーの拠点とも言える納税集団組織であります。納貯法が制定されてから50年以上になります。この法律により、各地区各職場の単位組合が組織されて運営されてきておりました。

今になって、この法律が納貯法の基準を超えていること、事務費の範囲外であることの理由であります。善良な組合員からすれば全くわけのわからない理由でありました。事務費補助が大幅に減額される通告を受けました。

横手地区では毎年納税貯蓄総会をやっておりますが、昨年の半数しか参加しませんでした。来賓として毎年でありますけれども、税務署長や県税事務所の課長が激励に来ておりますけれども、大変恥ずかしい情けない思いでありました。

大団体の医師会や中央町納蓄クラブを初め、横手地区の場合は9団体が解散をしていることがわかりました。模範地区であります雄物川地区でも、大森地区でも、大雄地区でも、多くの解散が届けられていることがこのごろわかりました。

合併して3年、大げさに言えば、地域集落社会の濃密な人間関係が音を立てて崩れている現状は、いかにインターネット、パソコン時代だといっても、放置することは大きなマイナスではないでしょうか。

お尋ねする1つは、納貯組織の役割と地域コミュニティーの位置づけとその効果をどうとらえているか、2つ目は、期限内納税100%、納税意識高揚のために、長年頑張っている組合が事業費見直しにより解散している各地区の現状、解散やむなし、仕方がないの方向で進んでいるかをこの場でお聞きしておきたいと思います。

大きい3番、除雪対策であります。

除雪作業は、合併しても今までよりも悪くしない、陸で市民を困らせない、これが市長の公約の1つであると私は記憶しております。

この3年間、総合的にはまずまずの評価としていいとの市民の声でありました。今のところ、例年がないこのような穏やかな暖冬が続いておりますけれども、一夜で五、六十センチの降雪が間違いなくやってきます。

今年は昨年11月中旬の大雪の教訓からか、11月17日に除雪対策本部の開所式を行い、いついかなる降雪にも対応できる万全たる体制をつくって、毎年雪に困っている市民も一安心しているところではあります。

建設部と各地域局の除雪担当者、委託業者の皆さんには、来年3月まで大変ご苦勞をおかけします。市民の期待にこたえるようこの席からお願いをしておきます。

そこでお尋ねは、高齢者に優しい除雪作業であります。

1つは、委託業務契約で日の当たらない小路路線であります。建設部発行の除雪計画書雪道対策編を見ました。委託業務仕様書やハンドガイドなど、非のうちようがない立派な契約と指導でありました。その中で、業務中の住民からの苦情と対応とその措置であります。

この1年おわかりのとおり、建設業者は未曾有の業務量の受注減、人員整理や廃業、倒産が多く出ていることはご承知のとおりであります。委託業者は、昨年とほとんどかわっていないようであります。

しかし、各委託業者は共通して経営体制や人員削減で大きく変わっているとも聞いております。心配であります。この激変の中で、業者の組織体制の調査と指導、特にオペレーターの確保など教育訓練には、どのようになされているかであります。

昨年も、2月の最厳冬期にオペレーターに関するトラブルが連続的に発生をしておりました。昨年の反省を受けて、どう総括をしているか。

2点目は、融雪機の普及状況と不用浄化槽の利活用であります。市街地の工事対策の一つとして、流雪溝の設置不可能地域であります。

旧横手市で、五十嵐市長の唯一無二の目玉施策として評価をした時期があったと私は記憶しております。スタートしてから10年近くになります。合併後、融雪機の補助額も毎年申請をしなければならない、燃料代も年々減額をされております。そのうち、ゼロになるのではないかと不安がささやかれております。

そのためか、新規利用者も激減しているようであります。現状の普及状況と取り組み方をお尋ねいたします。

3点目は、早朝除雪を安全にスムーズに行うためには、雪押し場、寄せ場が必要不可欠です。高年市民の悩みの1番は、2月に入ってからの自宅前と車庫前の除雪された雪の押し場がなくなることです。町内会と除雪協力会でも、空き地所有者にお願いをしておりますが、なかなか無理のようでは進展をしておりますし、限界もきております。数年前からの懸案でもあります。細かいこと、ささいなことということで放棄をしないで、この雪押し場について真剣に公共着手として対応してほしいということでございます。

現状の働きかけの状況について、お尋ねをいたします。

以上で、第1回目の質問を終わりたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず、1点目の福祉行政についてから、お答えをいたしたいというふうに思います。

3月に頂戴いたしました少子高齢化対策特別委員会の提言を受けまして、さまざまな取り組みをさせていただいておりますが、まず1点目でございますが、少子高齢化対策室についてのお尋ねでございました。

これにつきましては、従来から福祉環境部内に関係各課を中心といたしまして、相互の連携や検証を積極的に行い、鋭意取り組んできたところでございます。

また、社会福祉課に福祉政策担当を置きまして、このための総合的な調整を図っておるところでございます。

さらに、全庁的には、総務企画部が中心となって人口減少対策会議が設置されております。現在のところ、これら既存組織の一層の取り組み強化を進めながら課題の解決を図ってまいりたいと考えているところでございます。

この項の2つ目に、中小零細企業への子育て助成と相談活動についてがございました。この提言の中にごございました、男女共同参画推進条例の制定につきましては、今年度先般の市制施行記念日におきまして宣言を行うなど、市民の男女共同参画機運の醸成を図っておりまして、引き続き、条例制定に向けた機運の醸成というものを図りたいと考えているところでございます。

また、市内の企業の出産、育児、介護休暇制度制定の支援につきましては、まず、実状把握が必要であるとの認識から、横手市男女共同参画行動計画にもありますように、9月に市内約1,000社に対しまして、就業環境のアンケートを行っており、現在集計中であります。その結果がまとまり次第、その内容を分析して、今後市としてどのような施策を実施すべきか、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

この項の3番目に、南部シルバーエリアにかかわるご質問がございました。このエリア設置主体でございます県、あるいは指定管理者であります県社会福祉事業団とも連携を深めながら、市民の積極的な利用促進に向けた、広報などの取り組みを強化してまいりたいと考えております。

また、後段に、えがおの丘の利活用についてのお尋ねがございました。健康増進施設としての機能を生かすために、えがおの丘利活用促進プロジェクトによる、具体的な事業についていろいろ取り組んでまいったところでございますが、まず1点目でございますが、おおむね65歳以上の腰痛、ひざ痛を抱えた方の、プールを利用した健康の駅推進室によります健康運動教室につきましては、第1期を7月より実施、29名の参加がありました。

既に3カ月間、全12回のコースを終了しておりますが、教室終了時に腰痛が緩和された方が9割強、ひざ痛が緩和された方が8割強という結果となり、体が楽になったという声が多数寄せられるなど、非常に好評でございました。

また、第1期の修了者を対象としたフォローアップ教室にも、約8割の方が継続して参加しております。引き続き、10月からは第2期を開催しておりまして、22名が参加しております。

なお、当初予定しておりませんでした。好評につき来年1月からは、第3期を開講する予定といた

しております。

2つ目に、生きがい活動支援通所事業である高齢者の要介護予防対策として、雄物川地域局市民福祉課による、はつらつ健康クラブについては、5月より毎週水曜日に実施いたしまして、登録者数は135人、毎月100人から110人のご利用をいただいております。

3点目に、健康教育事業としてのプール等を利用した、おなかすっきりメタボ教室については、8月より実施し登録者数は18名であります。プールを利用した水中プログラム、健康相談室を利用したエアロビクスで、計10回のコースとなっております。参加者には栄養士が、カロリー計算したメタボランチを施設内のレストランで提供いたしております。

4つ目に、年長の保育園児が小学校入学前に水に親しめるようにするプール教室については、雄物川地域の保育所がそれぞれ3回利用しておりますが、そのほか横手地域の保育園も1回利用しております。このプール教室は、園児だけではなく保育士の皆さんにも非常に喜ばれておるところであります。

そのほか、親子水泳教室、ベビースイム教室、夏休み短期水泳教室なども開催しておりまして、受講者の皆さんにはおおむね好評でございます。

今後とも、これらの事業を継続しながら、えがおの丘利活用促進プロジェクトの提案に積極的に取り組み、健康増進施設として、幅広い年齢層を対象としながらその利活用に努めてまいりたいと思っております。

あわせて、現在検討中の事業として、企業の福利厚生施設として、えがおの丘を利用してもらえないかと考えております。

手始めに、雄物川地域にある5企業による立地企業懇話会という団体がありますので、その団体と連携を図りながら、どのような取り組みができるのかその検討を進めてまいりたいと思っております。

この項の④の健康の駅、小規模駅拠点の拡大促進にかかわるお尋ねでございました。

地域に密着した市民の健康づくりを支援し、地域で支え合いながら健康を守る力を高める場所として、小規模健康の駅を位置づけております。

これまで、横手地域を中心に事業展開し、平成20年12月現在、18の町内会などで定期的に開催されております。この小規模駅の活動拠点を拡充することにつきましては、今年度より健康の駅推進室を市内3カ所に設置し、より広域的に地域を巡回しながら小規模健康の駅事業の収支拡大を図っております。

農業従事者が多い地域では、農閑期に集中した健康づくりの支援も検討しております。今年度、その一環として、ひざ痛緩和のための、ひざ痛らくらく教室を山内、大雄、平鹿の3地域で実施する予定であります。

また、小規模健康の駅に従事するマンパワーにつきましては、市内3カ所に常駐する健康の駅推進室の健康運動指導士などのスタッフが対応しております。健康づくりの主役は市民であり、自分の健康を守る力をつけるための支援を行うことが、小規模健康の駅設置の目的ととらえております。

当面は、現状のマンパワーと、各地域局の兼務保健師、地域包括支援センターとの連携のもとで、小規模健康の駅事業を推進してまいりたいと考えております。

この項の⑤、公用バスについてでございます。

これにつきましては、横手市バス運行管理規定に基づき、市の事業及び市が他の関係機関や団体と共済して行う事業としてしているところであります。高齢者の健康維持を目的に公用バスを利用している事業には、老人クラブ関係の県老人クラブ連合会文化祭や、市老人クラブ連合会主催のスポーツ大会、健康福祉まつりなどがあります。平成19年度には、延べ99台の利用状況となっております。

老人クラブ連合会の事業については、今後とも市の共済事業として認定し、公用バスの有効活用を図ってまいります。

大きな2つ目につきましては、財務部長のほうから答弁をさせます。

3番目の、除雪対策についてでございます。

除雪につきましては、まず1点目の、昨年度の総括についてのお尋ねでございますが、作業終了後、地域局ごとに除雪作業を総括いたしまして、改善点、課題の整理等を行い、今年度の直営及び委託路線のルート決定や除雪基本計画の策定に反映いたしております。

今年度の除雪延長は、歩道と車道を合わせて1,190.8キロメートルで、うち425.3キロメートルを45の業者へ委託しております。

委託業者は、当該地区の道路状況にできるだけ詳しい業者を中心に選定し、委託契約を締結しており、各地域局において業者説明会を開催し、雪押し場や昨年度の除雪作業で破損した場所等の注意箇所を記載した図面の配付を行い、オペレーターが現地を確認するよう指示しております。

また、オペレーターの交代があった場合には、前任者からの引継ぎの徹底を指示し、事故防止に努めるよう指導いたしております。

この項の2つ目の、融雪機の状況についてでございます。

これにつきましては、要綱を設けまして、利用個数2個以上、市道等の除排雪延長20メートル以上行う町内会等に対し、融雪機の設置及び管理運営経費の一部を補助いたしております。補助額は設置につきましては、設置経費の2分の1以内、限度額30万円、管理運営経費のうち燃料費につきましては、限度額3万円、修繕費用につきましては、修繕経費の3分の1以内、限度額10万円となっております。

この制度の利用状況でございますが、平成18年度3件、平成19年度ゼロ件、平成20年度1件という状況となっております。

融雪機設置補助を含めた除雪活動費の補助制度は、市民と協働による防雪都市づくりを進めるために必要な制度であり、市報を初め、今年度から月1回発行しております学雪通信や市ホームページなどを通じて、今後も制度の周知普及に努めてまいりたいと思います。

この項の3番目でございますが、早朝除雪に附帯する雪寄せ場等々についてでございます。

民有地を雪押し場として使用するに当たっては、地権者の方々のご協力が第1と考えておるところでございます。毎年10月に、地権者の皆様に土地使用のお願いの文書を発送し、3月から4月には雪の状況を確認し、必要に応じて除排雪作業や清掃作業を行っています。横手地域局管内では、こうした雪押

し場として177カ所を使用させていただいております。

なお、市は地元町内会などから新たな雪押し場の設置について要望があれば、土地使用について了解を得られるよう地権者と協議いたしますので、具体的な候補地がございますればお知らせいただきたいと、そのように思う次第でございます。

小路の除雪対策といたしましては、前に述べました町内会等除雪活動費補助事業や、生活道路の除排雪作業に使用する重機やダンプの経費の一部を市が負担する、生活道路除排雪協働事業の活用及び雪押し場の確保、そして市の排雪作業があります。市民の皆様に対する制度の周知については、一層努力してまいります。

また、雪押し場の確保と排雪作業の実施については、個々の雪の状況や市道全体の優先順位を勘案しながら、適切に対応してまいりたいと存じます。

なお、冒頭に通告いただけておりませんでしたけれども、合併新市が3年経過し、全地域、全住民の思いというものを、どのようにとらえておるかというふうなことについてのお尋ねでございましたけれども、これにつきましては、平成18年度から毎年、今年度もそうでありますけれども、移動市長室を開設しながら、あるいは地域協議会等々の声に耳を傾けながら、さまざま私なりにいろいろなご意見を承っているところでございます。

アンケートにはあらわれない、具体的なお話をたくさん聞く機会がございまして、大変参考になっているところでございます。

もとより3年しか経っておらない、3年経ったという言い方もあるかもしれませんが、私にすれば、まだまだ3年しか経っていないという状況の中で、皆様に新市の一体感だとか、新市の抱える課題の克服についてその達成感だとか、そういうことをお伝えできていないということは、十分反省しなければならないと思っている次第でございます。そういう意味では、まだ息の長い取り組みが必要とされるのかなと、そのように思っている次第でございます。

まだまだという感じを持ちながら、これからもそのことの意を踏まえて、平成21年度の予算編成に反映をさせてまいりたいと思います。

以上であります。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 大きい2番目に、地域コミュニティーと納税組合に関するご質問がございました。

ご承知のとおり、納税貯蓄組合は、納税貯蓄組合法に基づき組織された組合でございます。申し上げるまでもなく、その主な活動内容は、納税資金の備蓄を通じまして租税の納期内完納を推進する。また、振り替え納税制度の利用促進と、期限内完納の呼びかけを行うなどでありますが、このような活動を自主的に、積極的に行いまして、市税の納期内納付を遂行されておられます納税貯蓄組合に対しましては、心より感謝申し上げるとともに、市といたしましても、今後とも充実した活動を望むところでありまして、法が許す範囲内での補助と、活動の支援を積極的に行ってまいりたいと思っているところでござい

ます。

議員も申されておりましたが、組合数に関しましては、年々残念ながら減少しております、平成19年度は302組合ありまして、現在は268組合で、前年と比較いたしまして34組合の減少となっているところでございます。

ちなみに、地域別では横手が9組合、増田が3組合、雄物川が11組合、大森が10組合、十文字が1組合がそれぞれ残念ながら解散しております。

また、平成19年度に納税貯蓄組合を通じて納付された税額は、一般税、国保税合わせまして約21億3,000万円となっております、また、先ほど申し上げました解散組合が納付された額は、2億7,700万円程度で、全体の約3.1%ほどとなっております。

これまで、納税貯蓄組合が地域活動の主体として重要な存在でありまして、交付された補助金も地域コミュニティ活動の財源であったことは否めません。

しかしながら、本来の納税貯蓄組合に対する補助金の目的は、あくまでも納税貯蓄組合の事務費を補うものであるため、この点どうかご理解いただきたいと思っております。

市政といたしまして、市民の福祉増進はもとより地域の活性化は重要な課題でありますので、地域コミュニティの育成につきましては、納税貯蓄組合の組織の有無にかかわらず、大きな観点から検討してまいりたいなど、そのように思っているところであります。

よろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 14番近江議員。

○14番(近江湖静議員) 大分まじめなお答えをいただきまして、ありがとうございました。

福祉行政については、特に健康の駅、各議員からも出されている健康の駅の拠点、小規模駅の拠点といますか、問題はマンパワーであります。

いろいろなその事情があって、特に待遇の関係なり、あるいは賃金関係でなかなか確保が難しいだろうと、そういう想定はしておりますが、範囲を拡大することによって、横手地区以外に、例えば西部だ南部だと、大規模駅がどんどん増えていることについては私は結構だと思いますが、マンパワーを確保するために、どうしてもやはり従来の横手地区の小規模駅の健康の駅の出資が少なくなる。あるいはどうしても手が回らない足が回らないと、そういう現実でありまして、このままでいけば、やはり従来の健康の駅に参加している人が順次低下をしております。いろいろ地域の事情もあるでしょうけれども、あるいはそれを地域住民が2年もやったからやってくださいというようなことも、わからないわけではありませんが、現実的にはっきり言って、まだ固定がしておらない。そういう現実の町内会館あるいは小規模駅があるのが現実であります。

ですから、せっかく今まで平成15年ですか、集まってから今日まで五、六年たって定着して、地域の高齢者の皆さんが、毎週会館なり拠点に入ってきている、そういうことについて、ぜひ拡大をする、増員して、そしてそういうところが多く出てもらおうと、そういうことで願っているところであります。

れども、何せ先立つのはマンパワーの予算の関係であります。それをぜひ一つ、あらゆる手段、手法をとって、マンパワーの確保をひとつしていただきたいと。そうすることによって、全体的な参加人員が増えていく、こういうことは理の当然でありますので考えてもらいたい。

どんどん大きくすることによって、既存の健康の駅の人員が少なくなっていると、そういう反比例が出ておりますので、申し上げておきたいと思えます。

私どもが、特別委員会で主張した大森の南部シルバーエリアについては、その内容が部分的には雄物川のえがおの丘に移管されているような状況だと私は受けとめました。これはこれで結構でございますし、私どもの特別委員会の1年間の論議の経過というものは、やはり医療、福祉、保健、さまざまなどころもあるし、さまざまな総合福祉施設が山積しております、文字どおり福祉エリア、それをやはり全市民が活用、利用できるように参加できるような福祉の手法もいいのではないかと、そういうことで温泉もあるし、そういうことで1つ問題提起をしましたので、今後ともこの南部シルバーエリアの全市民的な活用利用法について考えていいのではないかと思います。

そういう点でひとつ、もう1回南部シルバーエリアの利活用についてお尋ねをしております。

それから、納貯の組合の関係については、私の言いたいことは毎度同じことであります。ばかの一つ覚えのようなものでありますけれども、地域コミュニティーという言葉を使っておりますけれども、やはりどうしても合併によって、地域の住民同士の触れ合いが少なくなっている、弱くなってきている。それで元気がなくなったと。今回だけでも例えば、横手の境町の財産区も然りです。

そういう今までの既存団体が淘汰されてなくなってくる。納税貯蓄組合も然り、あるいはその他の全体的な団体もややもすれば合併によって消されていく、自然になくなっていく。そうすれば地域住民同士の触れ合いなりあるいは連絡、連携についてはどうしても疎くなる。

これがやっぱり、納税はもちろんであります。税金だけではなくて、いろいろなそのやっぱり料金、給食費も含めて、そういう問題について地域はそういう団体があることによって、そういう拠点場所で話し合いがされるものであります。そうすれば、お互いにやはり納税数が高まる。そして、コミュニティーが強くなって、行政との連携をとる。行政とのつながりも薄く、弱くなってきている。

結果的に元気がなくなった。こういうのが、皆さんが言うような内容だと私は思いますし、そう思っております。

納貯の組織についても、部長がわざわざ横手が9カ所だとか、雄物川が11カ所というような数字を出しておりますが、大分雄物川の場合については、区長、半分、100も減ったのではないですか。そういう話もあるものですから、雄物川地区あるいは大森地区、大雄地区についても、私も組合員でありますので、そういう横の連絡協議会というものがありますので、大幅に激減をしたと、そのために困っている。

こういうことで文字どおり、納貯はしなくて横の連絡もなくなった。パソコンと今のネットだけでは、やはり人間のつき合いがなくなったという切実な声も聞こえてきておりますけれども、後でちょっと雄物川地区の現状をひとつ教えてください。言わんとすることは、納貯の場合そういうことであります。

ですから、結果的にやはり納税のほうの新しい未収金も少なくなる。不納欠損額も少なくなる。そういうことになりますので、そういう連携プレー的なものも一つ考えて対応していただければ、大変ありがたいと。

除雪対策については、私が心配しているのは、やはり、今委託業者が非常に厳しい環境にあるということです。受注難、その他のことで、組織実態についても聞くところによれば、場所を変えたり、人員を減らしたり、あるいはその他大改革、改悪を余儀なくされている実態、実情でありますので、それが今、新しく今年の除雪の委託業者として、なかなか大変うまくいかないのではないかと、そういう心配をする市民も多く出ておりますが、さっき市長の答弁のように、業者のほうに指導、教育訓練、オペレーターとの関係の指導をしていると。あるいは除雪路線についても業者が責任を持って、一つ新しいオペレーターについては、指導して確認している。

特に、去年の反省というのは実態であります。やはり小路であります。うちのほうはおわかりのとおり、南町地区の小路については大変な小路が多くあるわけでありまして、新しいオペレーターについては、大変なかなかつかめない、あるいはそれをマスターできない、そういう面が多々あります。そういうことで一つ、そういう点の小路に対して、合併したからこういうことになるんだと言われないように、市長の公約を合併しても除雪を悪くしない、迷惑かけない、そういうことでありまして、それを特に時間の関係もありますので、それをお願いすると同時に、やはり雪押し場については、明日明日の切実な問題であります。

これは投げないで、私の町内会の方にもあちこち私も言っておりますし、それがなければ一番高齢者が困る、重労働になる、横手市にいたくなくなる。横手市から出ていきたいというのはほとんど除雪の関係でありますので、一つそういう点を重点的に今年は取り上げて、去年の反省としてやっていただければありがたいと思いますので、まずお願いをして終わります。

一つだけ何かあるのでお願いします。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長

○佐々木久雄 福祉環境部長 小規模駅のマンパワーについてのご質問なんですが、特に健康運動指導士、まだ社会的に知られた存在ではございませんので、なかなか有資格者の方が少ないという現実がございます。

そういうことで健康づくりの指導スタッフの確保は大変難しい状況にはありますが、今後とも忠実に努力をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○田中敏雄 議長 雄物川町次長。

○石塚好明 雄物川地域局次長兼地域振興課長 私のほうから雄物川地域局の納税貯蓄組合数についてお答えいたします。

これまで100組合なくなったのではなくて、もともと101ぐらいの組合数でありまして、現在11組合が減ったといったことでございますので、ご理解のほどお願ひしたいと思ひます。

◇ 佐々木 誠 議員

○田中敏雄 議長 6番佐々木誠議員に発言を許可いたします。

6番佐々木誠議員。

【6番（佐々木誠議員）登壇】

○6番（佐々木誠議員） 6番佐々木でございます。

この後の日程がいろいろ込んでいるようなので、質問の方は簡潔にしてありますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

合併から4年目に入りました。合併当初、広い地域での合併であり、2,000人ぐらいの職員がうまく機能するだろうか、行政組織体制の整備と職員の資質向上に、特に力を入れていかなければと思ったところでした。

基本理念のもと、将来のまちづくりの目標に向かっての取り組み、あるいは市民本位の行政推進のために何をしたらよいのか、生意気にも自分なりに考えたものです。

私は、ISOの導入を提案したところでした。理由は、外部の人間からの評価が入ることから、短期間に確実な効果が期待できると思ったからです。

しかし、横手市では行政経営品質でいきたいとのことでした。理由は、合併前の横手市では行政経営品質でやってきたということで、その方式を続けていきたいとのことでした。

合併後2年間は、一般質問で取り上げたり、議会等で質問するように心がけてまいりました。それは、議論を通じて、当局職員の啓蒙になるだろうと思ったからです。

合併後3年も経過して、行政経営品質改革精神も末端の職員まで十分な浸透が図られ、良好な状態での行政運営が進められているものと思っておりました。

ところが、最近になって市当局職員に対して、いまいちの声が住民の中から聞こえてきまして、ちょっとびっくりしているところです。それとともに、何となく残念に思っているところでございます。

合併前からのよいところ悪いところ、知らずのうちに引き継いできたことだろうと思いますけれども、その悪いところが表面化したのであれば、残念だなと思いつつも、今後のことを心配するのであります。

合併後、横手市は、3年間行政経営品質向上プログラムに取り組んできたわけですが、余り効果のほうはなかったのかなと感じているところでありまして、そう思いつつも、今後真剣に取り組んでほしいと願っております。その前に一度立ちどまって、自分の認識と市当局の認識と考え方のすり合わせをして、もう一度勉強をやり直して、そして新たな気持ちで取り組みをしたい、そう思っていることから次の点について質問をいたします。

1番、行政経営品質とは何なのか、内容についてお尋ねをいたします。

2番、事業の内容について、今までやられてきた事業とその成果、今後の事業についてお尋ねいたし

ます。

3番、事業の目的、目指す将来像はということで、どんな姿形を描いているのかをお尋ねいたします。

4番、職員への普及指導方法についてをお尋ねいたします。

次の項目に移ります。豊かな自然、豊かな心、夢あふれる田園都市について、これを大きな命題としてまちづくりをするなら、安心してまちづくりをやってもらえる、安心して任せられる、そんな気持ちになっておりました。

しかし、どうも最近になって額面どおりに進んでいないのではないかと感じているのであります。そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

1番、この項目の内容についてでございます。位置づけを含めて詳しい内容についてをお尋ねいたします。

2、政策に反映する場合、その方法と時期についてをお尋ねいたします。

ちょっとわかりにくいと思いますが、ある施策を進めるときに、その施策が豊かな自然、豊かな心、夢あふれる田園都市に合っているのか、あるいは反するのか判断しなければならないのではないかと思います。その判断の方法と、政策を進める上での段階でのその判断する時期でございます。それほどのようになっているのかをお尋ねいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。ありがとうございました。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 1点目の行政経営品質向上プログラム推進事業につきまして、4点のお尋ねをいただきました。お答え申し上げたいというふうに思います。

まず1点目、行政経営品質の内容を問うということでございましたけれども、この行政経営品質向上プログラムは、市民の皆様が横手市に住んでよかったと実感してもらえるサービスを提供するために常に変革する仕組み、これは市役所という組織も含めてであります。常に変革する仕組みと、そういう組織風土を持った組織、いわゆる市役所組織を構築する、それを目指すためでございます。

これまでの仕事のあり方は、これからもずっと変わらず通用していくものではないと思っております。市を取り巻く環境が大きく変化し続ける中、市民の皆様が満足いただけるサービスを提供し続けるためには、自分たちの仕事のあり方を絶えず見直していかなければならない、そのための考え方でございます。

議員ご指摘のISO、例えば9001との基本的な考え方に共通する部分はあると思っております。

しかし、ISO9001は、専門機関の審査によって認証を受けることで組織内外にその品質を保証するものでございまして、認証を受けることがある意味ではゴールだというふうに私どもは思っております。

しかし、私どもが取り組んでおります経営品質向上プログラムは、自主的かつ永続的な取り組みでございまして、ゴールはございません。常に革新していくための考え方であると思っておりますので、

ここに大きな違いがあるものだと思っている次第でございます。

2つ目の、行政経営品質プログラムの事業の内容についてのお尋ねがございました。

このプログラムにおきましては、市民満足を生み出すための8つの経営要素がございます。その1つとして、経営幹部のリーダーシップがあります。経営トップが向かうべき方向を明確に示し、職員全体が共通の意識、価値観を持って同じ方向に向かっていくためのものであります。

そのために、行政経営理念を策定いたしました。これは横手市の規範として、市の組織が目指すものは何か、大切にすることは何かをあらわしたものであります。各職場への掲示や、会議で唱和するなど、職員全体の共通認識を深めるための取り組みを行っているところであります。

また、年度当初にすべての部局、課、室、所において、達成すべき目標を設定し、年度末にその成果を振り返り、次年度へ反映させる一連の改善サイクルの定着を目指した組織目標への取り組みや、人材育成に向けた庁内研修などを行っております。

3つ目に、この事業の目指す将来像についてのお尋ねがございました。

これは、市役所の組織の成長にほかならないと思っております。職員一人一人が、常に市民本位で物事を考え、職員同士が同じ意識を持って話し合い創意工夫を重ねていく、そのような経営革新の意識が習慣として身についた組織をつくり上げていきたいと考えております。

4番目に、職員への普及指導方法についてのお尋ねがございました。

私どものこのプログラムに限らず市役所組織の能力向上のためには、人材育成が重要な課題の1つであります。そのため、職員の各種研修機会の充実に力を入れております。特に、経営品質向上においては、外部講師を招いての庁内研修会を開催し、管理職や幹部候補に対しては、必ず受講することを義務づけております。

また、この経営品質向上プログラムの一連の思考体系、いわゆる考え方を学んだ職員を19名養成しており、少々難解でありますこのプログラムをわかりやすく説明し、全職員に浸透させるための人材として位置づけております。

いずれにいたしましても、組織風土を変えていくことは、一朝一夕でできるものではございません。当然、時間は必要だと思っております。大事なことはあきらめずに、粘り強く続けていくことだと思っております。

今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

大きな2点目の、豊かな自然、豊かな心、夢あふれる田園都市について2点お尋ねがございました。

1点目の内容でございます。ありきたりの内容かもしれませんが、申し上げますと、本市におけるまちづくりのテーマは、地域住民と行政の協働のもとに、地域の特性や機能を十分発揮することにより、産業が活性化、都市的機能や行政サービスの充実向上が図られることで、一人一人が生活の豊かさを実感できる新都市の創造にあります。

よって、横手ふるさとスクラムプラン、横手市総合計画の基本理念を次の3つ、1つは自然や歴史を

大切に、社会経済活動が活発なまち、2つ目、人を大切に心身のあたたかさが実感できるまち、3つ目、自主、自立、市民と協働でつくる元気なまち、とし、目指す将来像を豊かな自然、豊かな心、夢あふれる田園都市としたものであります。

その実現のための6つの基本目標、また総合的かつ計画的にまちづくりを行うための、39の施策大綱を定め、施策事業を実施しているところでございます。

この項の2つ目に、施策に反映する場合の方法と時期というお尋ねがございました。少し一般論としてのご説明になるかと思いますが、この私どもの新総合計画、横手スクラムプラン、基本構想、基本計画、実施計画から構成されておるわけでありましたが、基本構想は平成18年度から平成27年度までの10年間、基本計画は前期を平成18年から平成22年度までの5年、後期を平成23年度から平成27年度までとしております。計画に示した基本目標、施策大綱及び施策事業を具体的かつ柔軟に対応するため、実施計画は3年単位としております。

計画の実施に当たっては、毎年ローリングによる精査を実施、その時々々の社会情勢、財政状況、緊急の政策課題などを考慮し、見直しを図ってきておるところでございます。

一般的な説明に終始いたしましたけれども、よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 6番佐々木誠議員。

○6番(佐々木誠議員) 今1番のほうでいろいろ説明を受けて、余り考えは変わらないようでございます。

なかなか行政経営品質におきましては、難しく中身が長いもので結構こういう短い時間ではなかなか言いにくいことではございますが、私が思っているのをちょっと述べてみますので、市当局と考えが同じですよというのであればそれでいいし、違いがあればちょっと指摘をお願いしたいと思います。

行政経営品質は、住民本位の行政の仕組みをつくること、これが大きな項目で、しかしここで注意すべきことは、住民満足の向上を、市長が言っておりましたけれども、行政を一番よく知っているのは職員である。行政はプロの我々に任せておけばよいといった思い込みでプロジェクトを立ち上げたり、法案を作成したり、施設を建設することで実現させようと考えないことです。

ここが言いたかったのですけれども、大切なのはこれまでの行政主導の発想や、行動原則を脱ぎ捨て、住民満足実現を中核にする、住民本位の行政についての基本的な考え方を明らかにし、それを実現する企画や行政の仕組みそのものを、住民本位の仕組みに改革することで住民満足を実現させようとする考えです。

この仕組みを構築し、改善して住民満足を向上していく発想が行政経営品質ですという、自分ではこういうふうに勉強しておりますけれども、市の考えとは違うところがあるでしょうか。

お尋ねいたします。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 今お伺いしている範囲で申し上げますれば、ほとんど一致しているというふうに思います。

○田中敏雄 議長 6番。

○6番(佐々木誠議員) それで、確実に効果を結実させるには、私のこのメモしているものには、行政改革におけるアセスメントの役割を明確に位置づける。

2つ目は、できるだけ多くの部門を参加させ行政改革の進行を加速させる。これには、ある程度速度が必要だということでございます。先に改革をしても、ただやらせていると最初にやったのがもとに戻るから、速度が必要であるということでございます。

3つ目、行政経営品質の評価基準を活用したアセスメントを実施し、住民に信頼される、住民本位の行政を実現するという、この3つが非常に大事であるということでありまして、先ほどの説明にはあったでしょうか。ちょっと聞き逃したところがありましたので、ちょっとお尋ねいたします。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 先ほどの私の説明は、ごくごく基本の部分の説明に終始してましたので、そのスピードだとかといった文言は、あるいはアセスメントの話はいたしませんでした。

しかし、アセスメント、いわゆる評価をしなければ、現状と未来形との齟齬が確認できないわけでありまして。これは必須事項だと思っております。

そのアセスメントするに際して、どういう視点で、住民本位の視点で、そして物事の目標をしっかりと立てて、改善に当たるんだという、職員個々のあり方を変えていくのが一つの大きな狙いでございまして、組織の仕組みを変える、例えば行政組織機構を変えれば、いい仕事ができるとは私は思っておりません。

組織は仮の姿でありまして、組織を構成する人間がどういうつもりで仕事に取り組んでいるか、その辺のいわゆるソフト部分が大変大事だろうというふうに私は思っておりまして、行政経営品質向上プログラムは大変有効な手だてだと思っております。

○田中敏雄 議長 6番。

○6番(佐々木誠議員) わかりました。

実は、これを取り上げたのは、住民からの悪い評判をぜひともなくしたいという思いで、全職員をひとつ教育してほしいということから取り上げたので、今後指導の方をよろしくお願ひしたいと思います。次の項目に移ります。

市で立案作成して政策を進める場合は、豊かな自然、豊かな心、夢あふれる田園都市を前提にして進めると思いますが、突然いわゆる出てきた施策があると思うのです。その場合に、命題に合っているか合っていないかを検証しなければならないと思っておりますので、その検証するとき、入ってきたときにすぐやるのか、これを進めるために、この時点でこれはどうなのか、そういうことを聞くために、こう質問に取り上げたのですが、そこをちょっとお尋ねしたいです。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 個別具体的な話をされますと、もっといい答弁ができるかもしれませんが、一般論

として申し上げます、私どもが作りました新総合計画は、市の目指すべき方向を理念としてビジョンとして掲げたわけでございます。それを受けて具体的な政策事業なりを実施する段取りになっておりますが、やはりそれと、私どもの行動に対するもう一つの指針は、法律でございます。条例でございます。こことの整合性をとりながら施策を進めるというのは、我々の基本でございますので、その中でゆれがあってはいけないというように思っている次第でございます。

○田中敏雄 議長 6番。

○6番（佐々木誠議員） ちょっと細くなってきましたけれども、いわゆる法的にあれがそろっているから進めるというのが、市当局のいつもの話なんですけれども、それをやることによっていわゆる住民に対してちょっとうまくないということであれば、いわゆるこの豊かな自然、豊かな心に触れるのではないかと、豊かな自然、豊かな心、夢あふれる田園都市をつくってもらえれば、ほとんどの住民は不平不満とか心配はないと思うのですよ。

つまり、あるということは、これに触れるからだと思うのです。だから触れるような施策を進めてきたということは、たとえ法的に問題はないといっても、こっちのほうが私は横手市の場合はこれが優先するのではないかと考えて聞いているのですけれども、そこら辺の判断はどうでしょうか。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 より具体的には、総務企画部長に答弁をさせますが、豊かな自然、だれがどういうデータでもってはかるのかということはあると思います。

私どもは、国の法律に抵触するような計画は立ててございません。国は国の判断で一定の基準で法律をつくっているということを前提にいたしております。

その法律が違っていればまた、これは相当問題があると思いますが、私どもはそこを1つの前提としながら、その中で住民の皆さんが感ずる豊かな自然観と、どこで折り合いをつけるかということ、やっぱり常に考えなければいけない、過去にそういう事例があったのは、議員ご記憶にあるとおりだと思います。

私どもは、私どもでできるちょっと前の過去であります、ぎりぎりの努力をしてまいった経緯がございます。

従って、これからもそういう努力は当然するわけでありますが、しかし私どもが率先して法律を犯すわけにはまいらないというのは基本的なスタンスでございます。

○田中敏雄 議長 6番。

○6番（佐々木誠議員） 最初のいわゆる行政経営品質ですか、それから豊かな自然、豊かな心の2項目、この2つを真剣に横手市がやってもらえれば、私たち住民は安心して行政を任せられる。こう思うところでございまして、今後ともこの点に対して、十分にこう頑張ってもらいたいと思います。

以上で終わります。

○田中敏雄 議長 これで一般質問を終了いたします。

◎報告第31号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第2、報告第31号専決処分の報告についての報告を求めます。

平鹿町区長。

○佐藤昌男 平鹿町区長 ただいま議題となりました報告第31号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本報告は、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて専決処分したので、報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

事故の発生日時は、平成20年11月4日午前10時5分ごろであります。事故の発生場所は、横手市平鹿町浅舞字浅舞393番地先、路上であります。被害者の方は記載のとおりであります。事故の概要ですが、平鹿地域局地域維持課の職員が、市公用車を運転中対向車が来たため、平鹿地域局前駐車場から後退で道路へ出ようとした際、後方安全確認不足で道路に停車していた被害者の軽乗用車側面に衝突し、破損させたものであります。

損害賠償額は11万8,440円で、過失割合は100対ゼロであります。全額保険のほうから補てんされるものであります。

大変申しわけございませんでした。

よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第31号の報告を終わります。

◎議案第224号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第3、議案第224号横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました、議案第224号横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、1分娩当たり3万円の掛金を負担する産科医療補償制度が平成21年1月1日から始まることから、出産育児一時金の支給額にその費用を加算できるようにするため、健康保険法施行令の一部改正が行われております。これに伴いまして、現行条例の一部を改正しようとするものでございます。

条例改正の内容でございますが、横手市国民健康保険条例第6条に、健康保険法施行令第36条の規定に基づきまして、必要があると認めるときに、出産育児一時金に3万円を上限として加算した額を支給する旨、ただし書きを加える改正でございます。

なお、附則では施行期日と経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第225号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第4、議案第225号土地の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 議案第225号土地の取得についてご説明申し上げます。

本案は、駅前再開発地域に近接する用地を、駅前再開発事業関連用地として取得しようとするものであります。

取得する土地であります。旧平鹿病院の平鹿高等看護学校があったエリアの部分であります。

土地の表示ですが、横手市寿町432番ほか4筆であります。地目は宅地、地積は5,653.85平方メートルであります。取得の予定価格は2億8,340万円でありまして、平成20年の鑑定評価の額であります。

取得方法は随意契約、契約の相手方は、秋田県厚生農業協同組合連合会であります。

この財源は、土地開発基金を当てることとしております。

よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎陳情委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第5、陳情であります。お手元に配付しております文書表の所管の委員会に付託いたします。

◎議案第16号の上程、説明、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第6、議会案第16号地域産業の発展と雇用の維持確保を求める決議についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第16号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、議会案第16号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

趣旨説明を許します。

30番播磨博一議員。

【30番（播磨博一議員）登壇】

○30番（播磨博一議員） 決議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

地域産業の発展と雇用の維持確保を求める決議。

近年、少子高齢化による人口減少や景気の低迷等により地域産業の停滞が続いている。特に、製造業においては企業誘致もなかなか進展が見られず、既存事業所の廃止傾向も続いており、本市の雇用状況も大変厳しい現状である。

加えて、サブプライムローン問題に端を発したアメリカ発世界金融危機は、日本経済の悪化という影響を及ぼしている。このような不況の中、市内の企業においてもリストラや非正規社員の解雇が増大している。

本市では、これまで企業誘致優遇制度の実施や既存企業の活動環境の支援を行っているが、なかなか大きな成果となってあらわれていない状況である。

地域産業を守り、育成し、発展させ、一方で企業誘致を実現することで、地元に着し安心して暮らせる雇用環境の向上と、新たな雇用創出を図ることができると考える。

よって、本市議会は、市において、地域産業の発展と雇用の維持確保が喫緊の最重要課題であるとの認識のもとに、雇用の実態把握を急ぎ、失業者への就労支援や企業の経営支援など、地域経済の活性化のため諸施策に積極的に取り組むよう求めるものである。

以上、決議する。

平成20年12月10日、横手市議会。

○田中敏雄 議長 議会案第16号については、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

議会案第16号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、議会案第16号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました決議は、横手市議会の総意であると考えます。

市長には、強力かつ最大限の支援策を求めるものでありますし、我々市議会といたしましても、全面的な応援をここに表明いたしまして、この会議場で決議文を市長にお渡ししたいと思っております。

◎休会について

○田中敏雄 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明12月11日から12月18日までの8日間休会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、明12月11日から12月18日までの8日間休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○田中敏雄 議長 ご苦労さまでした。

午後 2時34分 散会